(3)　この法律において「特別社会基盤事業者」とは、特定社会基盤事業者のうち、(2)のロに該当する重要電子計算機（以下「特定重要電子計算機」という。）を使用するものをいうものとすることとした。（第二条第三項関係）

(4)　この法律において「特定不正行為」とは、次のイからハまでのいずれかに該当する行為をいうものとすることとした。（第二条第四項関係）

イ　刑法第一六八条の二第二項の罪に当たる行為

ロ　不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する不正アクセス行為

ハ　電子計算機を用いて行われる業務に係る刑法第二編第三五章の罪に当たる行為であって、当該電子計算機のサイバーセキュリティを害することによって行われるもの（当該電子計算機に接続された電気通信回線の機能に障害を与えることによって行われるものを含む。）

(5)　この法律において「特定侵害事象」とは、重要電子計算機に対する特定不正行為により、当該重要電子計算機のサイバーセキュリティが害されることをいうものとすることとした。（第二条第五項関係）

(6)　この法律において「通信情報」とは、次のイからハまでのいずれかに該当する情報をいうものとすることとした。（第二条第六項関係）

イ　事業電気通信役務（電気通信事業者（電気通信事業法に規定する電気通信事業者をいう。）が営む電気通信事業（同法に規定する電気通信事業をいう。）により提供される同法に規定する電気通信役務をいう。）によって媒介される通信により送受信が行われる情報であって、当該電気通信事業者が管理しているもの（以下「媒介中通信情報」という。）

ロ　当事者設備（通信の当事者が使用する電気通信設備（電気通信事業法に規定する電気通信設備をいう。）をいう。）から事業電気通信役務に係る電気通信設備に送信される情報若しくは事業電気通信役務によって媒介された通信により当事者設備に送信された情報又はこれらの情報の送受信に係る電気通信（同法に規定する電気通信をいう。）の通信履歴に係る情報であって、当該通信の当事者が管理しているもの（以下「当事者管理通信情報」という。）

ハ　媒介中通信情報又は当事者管理通信情報を複製した情報であって、内閣総理大臣が提供を受けたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、５の(7)に規定する提供用選別後情報であるものを除く。以下「取得通信情報」という。）

(7)　この法律において「国外通信特定不正行為」とは、国外にある電気通信設備（以下「国外設備」という。）を送信元とする電気通信の送信により行われる特定不正行為をいうものとすることとした。（第二条第七項関係）

(8)　この法律において「機械的情報」とは、通信情報のうち次に掲げるものをいうものとすることとした。（第二条第八項関係）

イ　電気通信の送信元又は送信先である電気通信設備を識別するアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）、通信日時その他の通信履歴に係る情報

ロ　電子計算機に動作をさせるべき指令を与える電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された情報（以下「指令情報」という。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機の動作の状況を示すために当該電子計算機が自動的に作成した情報その他のそれによっては通信の当事者が当該通信により伝達しようとする意思の本質的な内容を理解することができないと認められる情報として内閣府令で定める情報

(9)　この法律において「通信情報保有機関」とは、次に掲げる行政機関（サイバー通信情報監理委員会を除く。）をいうものとすることとした。（第二条第九項関係）

イ　内閣府

ロ　この法律の所定の規定により選別後通信情報の提供を受けた行政機関であって、現に当該選別後通信情報（その全部又は一部を複製し、又は加工した選別後通信情報を含む。）を保有しているもの

(三)　通信の秘密の尊重

この法律の適用に当たっては、(一)に規定する目的を達成するために必要な最小限度において、この法律に定める規定に従って厳格にその権限を行使するものとし、いやしくも通信の秘密その他日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限するようなことがあってはならないものとすることとした。（第二条の二関係）

(四)　基本方針

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならず、閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表するものとすることとした。（第三条関係）

2

特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等

(一)　特定重要電子計算機の届出

特別社会基盤事業者は、特定重要電子計算機を導入したときは、主務省令で定めるところにより、特定重要電子計算機の製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を特別社会基盤事業（特別社会基盤事業者が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する特定社会基盤事業をいう。）を所管する大臣（以下「特別社会基盤事業所管大臣」という。）に届け出なければならないもの等とすることとした。（第四条関係）

(二)　特定侵害事象等の報告

特別社会基盤事業者は、特定重要電子計算機に係る特定侵害事象又は当該特定侵害事象の原因となり得る事象として主務省令で定めるものの発生を認知したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び主務省令で定める事項を特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならないものとすることとした。（第五条関係）

(三)　命令

特別社会基盤事業所管大臣は、特別社会基盤事業者が(一)又は(二)の規定に違反していると認めるときは、期限を定めて、当該特別社会基盤事業者に対し、(一)の規定により届け出るべきものとされている事項を届け出るべきこと又は(二)の規定による報告を行い、若しくはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるものとすることとした。（第六条関係）

(四)　安全管理措置等

(1)　特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣は、その取り扱う報告等情報（(一)の規定による届出又は(二)の規定による報告に係る情報をいう。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該報告等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとすることとした。（第八条第一項関係）

(2)　報告等情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあった者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た報告等情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすることとした。（第八条第二項関係）

(五)　報告又は資料の提出

特別社会基盤事業所管大臣は、(一)又は(二)の規定の施行に必要な限度において、特別社会基盤事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとすることとした。（第九条関係）

3

当事者協定

(一)　特別社会基盤事業者との協定の締結

内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者との間で、内閣総理大臣が、当該特別社会基盤事業者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信情報（外内通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレスその他の電気通信設備を識別する符号（以下「アイ・ピー・アドレス等」という。）から判断して、国外設備から国内設備（国外